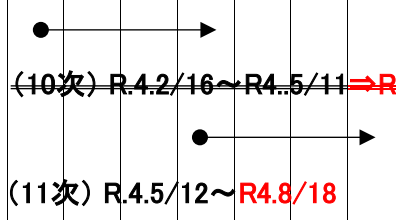
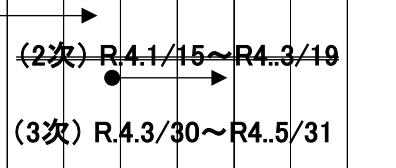
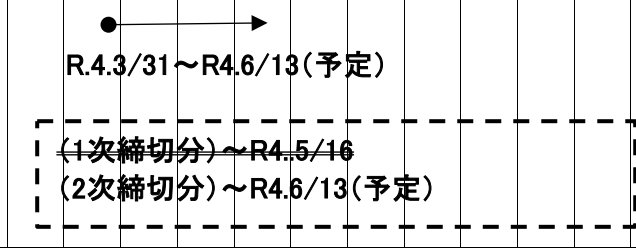
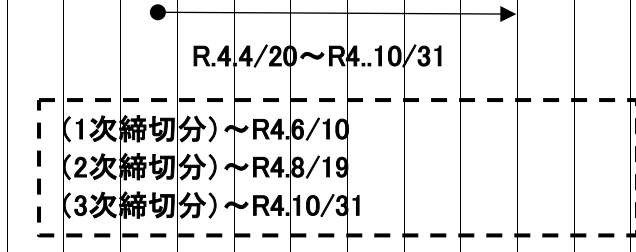
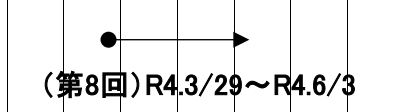


新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和4年5月17日現在)

所掌	事業の名称 補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先					
					R4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	R5年	1月	2月	3月
経済産業省	生産性革命推進事業	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更に直面することに柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。																					(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp
	補 New 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型〕、〔グローバル展開型〕	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、[回復型賃上げ・雇用拡大枠][デジタル枠][グリーン枠]を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上／年 ・給与支給総額 +1.5%以上／年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 ※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。 ※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続いている状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします(回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く)。																	■補助上限: ・一般型[通常枠]750万円～1,250万円(※) [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 750万円～1,250万円(※) [デジタル枠] 750万円～1,250万円(※) [グリーン枠] 1,000万円～2,000万円(※) ・グローバル展開型3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率: ・一般型 [通常枠] 1/2、小規模事業者等 2/3 [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 2/3 [デジタル枠] 2/3 [グリーン枠] 2/3 ・グローバル展開型 1/2、小規模事業者等2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053	
	補 New 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔ビジネスモデル構築型〕	中小企業によるイノベーション創出を後押しするためには、従来の「ものづくり・商業・サービス補助金」のように、中小企業が作成した事業計画を実行することを支援するのみならず、その事業計画自体に斬新なアイデア、革新的なビジネスモデルが含まれるよう支援を行うことが必要です。本事業により、民間サービスとして継続的に中小企業のビジネスモデル構築・事業計画策定を支援する、拡張可能な先駆的プログラムの立ち上げを後押し、中小企業が持続的に経営革新に取り組んでいける「イノベーション・エコシステム」を構築します。	○中小企業の経営革新を持続的に支援可能な法人。(法人格を持たない 任意団体や地方公共団体、個人事業主は対象外) ○複数の法人が共同して実施する場合は、代表者を定め、当該代表者を申請者としてください。補助金の支払いは代表者に対して行いますが、共同事業者や支援先中小企業が立て替えた経費を代表者が支払うことで、これを補助対象とすることが可能。 ※支援先の中小企業が支払う経費は、1者あたり200万円(税込み)を上限とします。	中小企業が①革新性、②拡張性、③持続性、を有するビジネスモデルを構築できるよう、30者以上の中小企業を支援するプログラムの開発・提供を補助します。 【基本要件】 ●中小企業 30 者以上 に対して、以下を満たす3～5年の事業計画の策定支援プログラム を開発・提供すること。 ①付加価値額: +3%以上／年 ②給与支給総額: +1.5%以上／年 ③事業場内最低賃金: 地域別最低賃金+30円 ●補助事業終了後1年で、支援先企業の80% 以上が事業計画を実行できるプログラム内容であること。																■補助上限:1億円(下限 100 万円) ■補助率:・大企業の場合1/2 ・それ以外の法人2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053		
	補 New 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)<通常枠(A・B類型)>	IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	<A類型> ・公募要領に定める6つの共通プロセスのうち、“共P-01～各業種P-06“から必ず1つ以上の業務プロセスを担うソフトウェアである必要があります。 ・上記を満たしていることを要件として、大分類Ⅱ「オプション」、大分類Ⅲ「役務」に係る各経費も補助対象となる。 <B類型> ・公募要領に定める“共P-01～汎 P-07“の内、必ず4つ以上を担うソフトウェアである必要があります。 ・上記を満たしていることを要件として、大分類Ⅱ「オプション」、大分類Ⅲ「役務」に係る各経費も補助対象となる。																	■補助対象経費:ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大1年分補助)・導入関連費等 ※公式専用サイトに公開予定のITツールが補助金の対象です。(一部のハードウェアを除く) ■補助率:1/2以内 ■補助金額: <A類型>30万円～150万円未満 <B類型>150万円～450万円以下	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL:0570-666-424 IP電話TEL:042-303-9749	
	補 New 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)<デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)>	中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	①補助事業者は、IT導入支援事業者により事務局に対して事前に登録されたITツールの中から導入するITツールを選択し交付申請を行う。その際、選択したITツールは上図4つの大分類中の大分類Ⅰ「ソフトウェア」のカテゴリー1に区分されるもので“会計・受発注・決済・EC”の機能を必ず1種類以上含んでいる必要がある。 ②大分類Ⅱ「オプション」、Ⅲ「役務」、Ⅳ「ハードウェア」の導入に係る各経費も併せて補助対象経費として申請する場合は、上記①の要件を満たしていること。交付申請にあたり、大分類Ⅰは必須である点に注意すること。 ③ハードウェアを補助対象経費として申請する場合は、そのハードウェアがソフトウェアの使用に資するものであること。																	■補助対象経費:ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大2年分補助)・導入関連費等、ハードウェア購入費 ■補助率:2/3以内～3/4以内 ■補助金額: ・ソフトウェア購入費・導入関連費:5万円～350万円以下 ・PC・タブレット等:下限なし～10万円 ・レジ・券売機等:下限なし～20万円	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL:0570-666-424 IP電話TEL:042-303-9749	
	補 New 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)<デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)>	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。 令和元年度補正の通常枠(A・B類型)及び令和3年度補正のデジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)とは、制度等に一部異なる点がありますのでご注意ください。	・商工団体等 (例)商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体 (例)まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO)等 ・複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム	本事業では、サプライチェーン、商業集積地において、補助事業者が参画事業者を取りまとめて、補助事業グループとして実施する下記の事業経費を補助対象とする。また、1申請において、補助上限額内であれば、下記の事業を複数にわたって実施することも可能である。 A:基盤導入経費 会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用 B:消費動向等分析経費 適格インボイス対応とも連携した異業種間の連携を行うITツールや地域における人流分析や商取引等の面的なデジタル化に向けたITツールの導入費用 C:参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費 A及びBのITツール等を導入し、参画事業者が連携するために、代表事業者が取りまとめるに係る事務費や導入したITツールから取得したデータを生産性の向上につなげるために、専門家に分析・活用してもらう費用																■補助額(1参画事業者あたり)、補助率 A:基盤導入経費 ・ITツール:～50万円以下、3/4以内 ・50万円超350万円、2/3以内 ・PC等:～10万円、1/2以内 ・レジ等:～20万円、1/2以内 B:消費動向等分析経費 ・50万円×参加事業者数、2/3以内 C:参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費 ・200万円又は(Aの補助額+ Bの補助額)×10×補助率2/3のいずれか低い方、2/3以内	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL:0570-666-424 IP電話TEL:042-303-9749		
	補 New 【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型>	小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために、取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づき、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。	小規模事業者等	補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。複数事業者による共同申請も可能ですが、通常枠のみの申請となり、その場合には(4)の要件も満たす事業であることとします。 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な 販路開拓等のための 取組 であること。 あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等)により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費等)と重複 する事業 ・本事業の 終了 後、概ね1年以内に売上げ につながる ことが 見込まれない事業 ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの (4)共同申請 の場合 には、連携する全ての小規模事業者 等 が関与する事業であること。		※申請受付締切: 予定は変更する場合があります。 第8回:R.4.6/3 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R.4.5/27 第8回:R.4.9/中旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R.4.9/下旬 第10回:R.4.12/下旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R.4.12/下旬 第11回:R.5.2/下旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R.5.2/中旬 ※事業支援計画書(様式4)の発行に時間を要する場合があります												■補助上限 (通常枠)50万円 (賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠)200万円 (インボイス枠)100万円 ※複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同申請の場合は、通常枠のみ申請可能。また、補助上限額は「1事業者あたりの補助上限額 50 万円」×連携小規模事業者等の数」の金額となります(ただし、500万円を上限とします)。 ■補助率:2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221 日本商工会議所 TEL:03-6632-1502				

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和4年5月17日現在)

所掌	事業の名称	補助金・助給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年			募集期間(→)					R5年			給付・補助金額等	問合せ先
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
経済産業省	補 																	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和4年5月17日現在）

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
厚生労働省	給更新 雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主) (特例措置) 令和2年4月1日から令和4年3月31日6月30日までの休業等に適用	業種の事業主を対象としています。 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている														①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4) ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり13,500円(R4.1～2月は11,000円、R4.3～6月は9,000円)	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク。またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL:0120-60-3999		
	給更新 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援するものになり	以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援するものになり ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども														休業中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は13,500円(R4.1月～2月:11,000円、R4.3月～6月:9,000円)を日額上限とする。 ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については15,000円。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999			
	給 西立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事業主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。														労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)		
	給更新 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から9月30日、令和3年2月28日、令和4年3月31日6月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	左記のとおり														①1日当たり支給額(9,900円(令和3年10月～12月)、8,265円(令和4年1月～6月)が上限)× ②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①:休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②:各月の日数(30日又は31日)ー就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276		
	給 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用助成金	「トライアル雇用(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)」は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用する制度です。	次の全要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。 ① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した※ ② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている※ ③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している※ ※「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。															■支給額(月額) ・新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース(※1):最大4万円(最長3か月) ・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース(※2):最大2.5万円(最長3か月) ※1 求職者が(常用雇用)(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合 ※2 求職者が(常用雇用(短時間労働))(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)		
産業雇用安定助成金	補 産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	(1)新型コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主) (2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主) ■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社との間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明かな方を除く。) (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	R3.2/5～													【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ)出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ)出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行った場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※)出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、ハローワーク等			
	補 人材確保等支援助成金(テレワークコース)	良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業事業者に助成【支給対象となる経費の範囲】 次の取組の実施に要した費用が支給対象となります。 ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修	【機器等導入助成】 ①テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 ②計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 ③上記①の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 ④評価期間(機器等導入助成)におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下以下(1)または(2)の基準を満たすこと。 (1)評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 (2)評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 【目標達成助成】 ①離職率に係る目標の達成 (1)テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 (2)評価時離職率が30%以下であること。 ②評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。	R3.4/1～													【機器等導入助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 【目標達成助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の20% ＜生産性要件を満たす場合35%＞ ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247			

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年5月17日現在)

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年 募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
広島県	給 広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第8期)令和4年2月1日から令和4年2月20日までの要請対象の方(県内全地域)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和4年2月1日から令和4年2月20日までを令和3年度第8期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第8期)を支給いたします。	【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド認証店」、かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。) (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可「1類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)」の1つ以上を満たしていること。 (注)要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、令和3年度第8期は対象外です。 【支給要件】 支給要件は、次のとおりです。 (1)休業 (2)20時までの時短営業(酒類の提供なし) ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。	R4.2/21→R4.4/11 終了しました 【早期給付の申請受付期間】 R4.2/1～R4.2/16	■支給額 <table><tr><td></td><td>【中小企業】</td><td>【大企業】</td></tr><tr><td>時短・休業</td><td>3.0～10.0万円/日</td><td>最大20万円/日</td></tr></table> (注)令和3年度第8期の支給額は、休業・時短営業に関わらず同一です。また、広島積極ガード店ゴールド認証店・非認証店に関わらず支給額は同一です。 (注)計算書で使用する売上額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で計算する必要があります。また、イートイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は、除いて計算する必要があります。		【中小企業】	【大企業】	時短・休業	3.0～10.0万円/日	最大20万円/日	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851											
		【中小企業】	【大企業】																				
時短・休業	3.0～10.0万円/日	最大20万円/日																					
給 広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第9期)令和4年2月21日から令和4年3月6日までの要請対象の方(県内全地域)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和4年2月21日から令和4年3月6日までを令和3年度第9期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第9期)を支給いたします。	【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド認証店」、かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。) (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可「1類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)」1つ以上を満たしていること。 (注)要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、令和3年度第9期は対象外です。 【支給要件】 支給要件は、右表のとおりです。 <table><tr><td></td><td>ゴールド認証店</td><td>非認証店</td></tr><tr><td>(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>(イ) 21時までの時短営業(酒類の提供20時まで)</td><td>◎</td><td>×</td></tr></table>		ゴールド認証店	非認証店	(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)	◎	◎	(イ) 21時までの時短営業(酒類の提供20時まで)	◎	×	R4.3/7→R4.4/25 終了しました 【早期給付の申請受付期間】 R4.2/21～R4.3/2	■支給額 <table><tr><td></td><td>【中小企業】</td><td>【大企業】</td></tr><tr><td>(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし) ※ゴールド認証店・非認証店ともに要請可能</td><td>3.0～10.0万円/日</td><td></td></tr><tr><td>(イ) 21時までの時短営業(酒類の提供20時まで) ※非認証店の閉店時間より24時以降はゴールド認証店のみの要請可能(非認証店は要請できません。)</td><td>2.5～7.5万円/日</td><td>最大20万円/日</td></tr></table> (注)ゴールド認証店は1日でも、21時までの時短営業や、20時までの酒類の提供を行った場合は、期間の全日を2.5～7.5万円/日で計算します。 (注)計算書で使用する売上額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で計算する必要があります。また、イートイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は、除いて計算する必要があります。		【中小企業】	【大企業】	(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし) ※ゴールド認証店・非認証店ともに要請可能	3.0～10.0万円/日		(イ) 21時までの時短営業(酒類の提供20時まで) ※非認証店の閉店時間より24時以降はゴールド認証店のみの要請可能(非認証店は要請できません。)	2.5～7.5万円/日	最大20万円/日	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851
	ゴールド認証店	非認証店																					
(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)	◎	◎																					
(イ) 21時までの時短営業(酒類の提供20時まで)	◎	×																					
	【中小企業】	【大企業】																					
(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし) ※ゴールド認証店・非認証店ともに要請可能	3.0～10.0万円/日																						
(イ) 21時までの時短営業(酒類の提供20時まで) ※非認証店の閉店時間より24時以降はゴールド認証店のみの要請可能(非認証店は要請できません。)	2.5～7.5万円/日	最大20万円/日																					

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称 補 給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広島県	補 更新 <																				

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年5月17日現在)

所掌	事業の名称 補 給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)R5年															給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広島県	補 更新 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する事業主に対して、助成金を支給します。	【助成金の申請者】 本助成金の支給申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金支給のための要件を満たす労働者を3か月以上継続して雇用する意思があり、かつ、県税の滞納のない者であって、次のいずれかに該当する者とします。 (1) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの (2) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの (3) 広島県が発注した建設工事に助成金の申請日から起算して過去5年以内に下請負人としての実績を有する者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの (4) 広島県が発注した測量、建設コンサルタント業務に助成金の申請日から起算して過去5年以内に再委託人としての実績を有する者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの 【対象労働者】 雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。 (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用(広島県内において、個人事業主として開業している場合も含む。)されていないこと。 (2) 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。 (4) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者(ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。)であり、原則、雇用期間の定めのないこと。 (5) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること																	■助成金額 ・月額(上限):20万円/月 ・総支給額(上限):120万円(20万円/月×3か月×2期) ・助成対象期間:6か月間を上限とし、令和4年9月令和5年3月実績まで	広島県土木建築局 建設産業課 入札制度グループ TEL:082-513-3821
	補 New アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金	アフターコロナを見据え、新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画の承認を受けている事業者(30社程度) ※補助金申請には、経営革新計画の承認を受けていることが必要となります。	新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画の承認を受けている事業者(30社程度) ※補助金申請には、経営革新計画の承認を受けていることが必要となります。	■補助対象経費 ・設備投資における機械装置等購入費、車両購入費 ・人材育成における専門家謝金、専門家旅費 ・販路開拓における広報費、展示会等出展費 等																■補助率:2/3以内 ■補助限度額:上限1,000千円	広島県中小企業団体中央会 「アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金窓口」 TEL:082-228-0926

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年5月17日現在)

所掌	事業の名称 補 給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広島市	補 New 広島市販路拡大等チャレンジ応援事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、市内中小企業者等の売上は大きく落ち込んでおり、感染症収束の見通しが立たない中で、現下の厳しい状況を乗り越えるべく、事業計画を策定、販売促進・販路拡大の取組を促すことで、市内中小企業者等の事業維持・継続を図ることを目的とします。 本事業は、事業の維持・継続に向けた販売促進・販路拡大に向けた事業計画に基づく、市内中小企業者等の取組を応援するため、それに要する経費の一部を支給するものです。	大企業・中企業に比べる要件として、いずれも満たす広島市内に事業所を有する中小企業者等であることとします。 (1)中小企業者等であること (2)広島市内で事業を営んでいること。 (3)反社会的勢力排除に関する誓約事項のいずれにも該当しない者であること。 (4) 次の①～⑤のいずれかに該当しない者であること。(該当する者は、大企業とみなして対象者から除きます(みなし大企業))。 ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者 ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者	【対象事業】 事業者自ら策定した「事業計画」に基づいて実施する販売促進・販路拡大のための取り組みであること。 ＜対象となり得る取組事例＞ ・新商品をPRするための自社ホームページの作成 ・新たな販促用チラシの作成、送付 ・新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告) ・売上拡大につながる店舗改装 ・ネット販売システムの構築 ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加 【対象経費】 対象となる経費は次の1～3の条件をすべて満たすものとなります (1)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 (2)公募開始日[令和4年3月25日(金)]以降に発生し対象期間中に支払いが完了した経費 (3)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 【対象期間】 事業実施の完了期限は令和4年2月末まで																■支給率:4/5以内 ■支給上限額:100万円	広島市販路拡大等チャレンジ応援金事務局 TEL:082-542-2736
	補 夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金	本市では、これまであまり活用されていなかった夜間・早朝の時間帯において、民間事業者等による新たなイベント開催等を支援することにより、観光客の誘客促進及び滞在時間の延長を図り、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復を促進します。	株式会社(旧有限会社も含む)、合名会社、合資会社、合同会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等の法人格を有する者	多くの観光客を集客し、夜間・早朝における広島市の観光振興につながる以下の事業とします。なお、同一の者による申請は、全体で1件までとなります。 ・A事業：定期的に実施する夜間・早朝のイベント ・B事業：夜間・早朝のイベント(単発実施も可) ・C事業　C：夜間・早朝の観光資源のPR活動 【共通】 ○広島市内で実施される事業であること ○広く一般に開かれた事業であること(誰もが参加しやすいこと) ○交付決定日以降に開始し、令和5年2月28日までに終了する事業であること ○事業実施に当たり、行政機関等の許可や地元との調整等、必要な許可や調整が取れている又は取れる見込みがあること 【A事業】 ○新規のイベントであること又は既存のイベントを拡充するものであること ○原則、同一の場所で定期的に実施すること ○「夜間」又は「早朝」の時間帯を含むイベントであること 【B事業】 ○新規のイベントであること ○「夜間」又は「早朝」の時間帯を含むイベントであること 【C事業】 ○新規の取組であること ○「夜間」又は「早朝」に利用できる観光資源(店舗、施設等)をPRする内容であること															■補助率:4/5以内 ■補助限度額 A事業:2,000万円 B事業及びC事業:500万円	広島市 経済観光局観光政策部観光企画担当 TEL:082-504-2243	
呉市	補 生産性革命推進事業に対する助成	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「生産性革命推進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援	・令和2年度中に国の生産性革命推進事業において交付額の確定を受けた事業者で、市内に本社、本店、又は主たる事業所を有する者 ・補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担	(1)ものづくり補助金 中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 (2)持続化補助金 小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 (3)IT導入補助金 業務の効率化などの付加価値向上に繋がるITツール導入を支援	(1)R2.5/22～														「コロナ特別対応型」及び「特別枠」で採択された事業については、事業者負担が1/10となるように助成金を交付(上乗せ)	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310	
	補 中小企業等事業再構築促進事業への追加支援	日本製鉄呉地区の休止方針やコロナ禍への対応等で事業の再構築に挑戦する事業者の方で、国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援を行います。また、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、さらに加算措置を行います。	国の中小企業等事業再構築促進事業で採択を受け、呉市内で事業を実施したものが対象です。	・国の中小企業等事業再構築促進事業において交付額の確定を受けた事業者で、呉市内において事業を実施した者 ・市税の滞納がない者 ・呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者	R2.7/16～													■補助額 (1)最大300万円(事業者負担の1/10)を交付(上乗せ) (2)加えて、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、影響度(日本製鉄との取引割合)に応じて、最大300万円を交付(日鉄加算) ※補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担分が対象です。	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年5月17日現在)

所掌	事業の名称 給 給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年			募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
三原市	給 三原市中小事業者固定費負担支援金支給事業	まん延防止等重点措置等に伴う外出自粛等の影響により、売上げが減少したことに伴い、事業復活支援金(国)を受給した市内の中小事業者(個人事業主を含む)に対して、家賃等の固定費負担を軽減するために支援金を支給します。	■対象者 ・市内に本店(個人事業主の場合は居住地)及び事業所(店舗)がある中小法人・個人事業主 ・国の「事業復活支援金」の給付を受けていること ・申請日までに県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言しており、感染予防対策に取り組んでいること(※全業種) ・今後も事業を継続する意思があること ・市税を滞納していないこと ・三原市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者																		■支給額:1事業者あたり5万円(一律)	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072		
尾道市	給 事業継続特別支援金 令和3年度(第2期)	尾道市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、1・2月の各月の売上が2019～2021年の同月と比べて減少し、国の「事業復活支援金」及び広島県の「月次支援金」を受給しても補いきれない減少分に対し、市独自の支援金を支給します。	次の要件をすべて満たすもの (1) 尾道市内に本社または本店があり、事業収入を得ている中小企業者等(個人事業主は尾道市内に住所があること) (2) 2022年の対象月(1月分・2月分)において、広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の給付対象事業者であること(広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」の給付対象事業者は除く) (3) 今後も事業を継続する意思があること。 ※事業期間が短く、2019～2021年の同月と比較できない場合で、2021年10月までに開業している場合は、創業特例として対象要件等が異なります。																		■支給額 ・売上減少率が50%以上の場合、中小法人上限20万円/月、個人事業主上限10万円/月 ・売上減少率が30%以上50%未満の場合、中小法人上限8万円/月、個人事業主上限4万円/月 ※国の事業復活支援金及び広島県の月次支援金の給付を受けたものとみなし、市からの支給額を算出します。 飲食店の休業・時短営業の影響により、売上が著しく減少した事業者については、売上減少率に応じて支給上限額を拡大します。	コールセンター TEL:090-1418-0284 (業務用携帯端末を複数台で対応します)		
福山市	補 New 福山市中小事業者売上回復応援援金(対象期間2022年1・2・3月分)	まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内中小事業者に対して、応援金を給付します。	■給付対象者 まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内中小事業者であって、次の全てに該当する者。 ① 福山市内に、本社があること。(個人事業主は住民票が福山市にあること。) ② 中小企業基本法、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律で定義する中小企業であること。(個人事業主を含む。) ③ 2022年対象月(1・2・3月)の各月における売上が2019～2021年同月の売上の30%以上減少していること。 ④ 2022年対象月において、「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象事業者でないこと。 ⑤ 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第1号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 ⑥ 市又は市から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。 ⑦ 今後も事業を継続する意思があること。																		■給付額 ・中小法人:上限20万円/月(最大60万円/1・2・3月分) ・個人事業主:上限10万円/月(最大30万円/1・2・3月分) 広島県頑張る中小事業者月次支援金の給付のうえで(※)、2022年対象月の売上が、2019～2021年同月の売上(税抜)の70%となるまで、福山市中小事業者売上回復応援援金を給付します。 (※)県月次支援金の対象事業者は、申請時点で給付を受けていない場合でも、給付を受けたものとみなして応援金の給付額を算出します。 (※)国の事業復活支援金の給付額は、加算しません。	福山市中小事業者売上回復応援援金事務局 TEL:084-959-2180		
府中市	補 府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。 また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	(1)国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 (3)市内に主たる事業所を有する者であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。	(1) 休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金支給。 (2) 社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金支給(※中小企業・小規模企業者のみ)。																	(1)ア 中小企業・小規模企業者:上限50万円 イ 大企業:上限100万円 (2) 上限10万円	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年5月17日現在)

所掌	事業の名称	補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年			募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
三次市	給 更新 三次市中小事業者月次支援金		緊急事態宣言の延長等に伴い、まん延防止等重点措置の影響を受け、令和3年5月から9月令和4年1月、2月のまでの各月における売上上げが20%以上30%未満減少した中小法人・個人事業者を支援します。 【追加】令和4年※1月、2月も対象月に追加しました。	■対象業種 三次市内に本店を有する中小法人・個人事業者 ※対象要件を満たす全業種が対象となります ■対象者 次のすべてを満たす事業者 (1)三次市内に本店を有する法人又は市内に住民登録があり三次市内に主たる事業所を有する個人事業主 (2)令和3年5月～令和3年9月までの各月において、月間の売上額が令和2年または令和元年の同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること (3)直近の確定申告又は住民税申告をしている事業者 (4)令和3年3月31日までに開業している事業者 (5)代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと (6)事業が法令に違反し、公序良俗に反する事業者でないこと (7)今後も事業を継続する意思がある事業者 (8)以下の助成を受けていないこと ・広島県感染症拡大防止協力金 ※広島県感染症拡大防止協力金を受給された方は、今回の支援金の対象外となりますが、協力金の第3期分について、三次市は対象エリア外であったため「7月分のみ対象」となります。 ・広島県頑張る中小事業者月次支援金の支給対象となっている月は申請できません。 【追加】令和4年1月、2月の売上額が平成31年から令和3年のいずれか同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること															■給付額 【5～10月分】 —令和2年または令和元年の対象月の売上額—令和3年の対象月の売上額 【1月～2月分】 平成31年から令和3年までの各年における1月いずれかの売上上げ額—令和4年1月の対象月売上額 ・中小法人等：上限10万円/月 ・個人事業者：上限5万円/月 ※複数の事業所を運営している場合でも1事業者分となります。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL：0824-62-6171					
東広島市	補 東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金		国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乗せし、活用を促進するものです。	・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 東広島市内に主たる事業所を有する者 市税の滞納がない者	・ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援														各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します(上限額あり)。	東広島市 産業部産業振興課 TEL：082-420-0921					
	補 東広島市事業再構築促進サポート補助金 事業計画策定事業		ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、国の事業再構築補助金を活用して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を目指す中小企業、個人事業主等に補助金を交付します。 (1) 事業計画策定事業 ※国の採択・不採択に関わらず申請が可能です。	次の全てを満たす者とします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の採択・不採択の結果通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■認定経営革新等支援機関等 ・国が認定した経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第1項の規定により認定された者をいう。) ・別紙認定支援機関確認書により、経営革新等支援機関が適当と認めた者 ・その他市長が適当と認める者 ■補助対象経費 申請に必要な事業計画策定のために認定経営革新等支援機関等に支払った報酬													R3.9/22～							
	補 事業再構築促進事業		国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の申請に当たり、「認定経営革新等支援機関等」の支援を得て事業計画を策定する事業 (2) 事業再構築促進事業 国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の採択を受けて実施する事業	次の全てを満たす者とします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の交付の確定通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■補助対象経費 国の事業再構築補助金の補助対象経費から、国が交付を決定している補助金額を差し引いた経費														R3.9/22～	東広島市 産業部産業振興課 TEL：082-420-0921					
廿日市市	補 New 新事業創出等に取り組む事業者応援補助金		新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動に大きな影響が及ぶ中、アフターコロナを見据え、市内事業者のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用した新たな商品・サービスの開発や販路開拓の取組、製造工程の効率化、業態転換等を行う取組に係る経費の一部を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市市に事業所(法人の場合は本社)があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	■交付条件 ① 補助対象経費に補助率を乗じた金額が、20万円以上となること ② 商工会等に事前相談を行い、経営指導員等に事業計画の確認を受けること ■補助対象事業 補助対象事業は、デジタル技術を活用した取組を始め、次に該当する事業です。 (1) 新商品または新サービスの企画または開発に関する事業 (2) 販路開拓に関する事業 (3) 新たな分野への事業展開を行う事業 (4) 既存事業から業態転換をして行う事業 (5) 業務の効率化や生産性の向上に資する事業														R4.5/16～R4.7/31	■補助率：2/3 ただし、事業継続力強化計画の認定を受けた又は申請を行った場合に限り補助率：3/4 ■補助金額 1事業者当たり上限30万円 ※補助対象経費×補助率	新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会 事業所の所在地によって該当エリアの商工会議所・商工会に申請・お問い合わせください。 廿日市商工会議所(廿日市エリア) TEL：0829-20-0021 佐伯商工会(佐伯・吉和エリア) TEL：0829-72-0690 大野町商工会(大野エリア) TEL：0829-55-3111 宮島町商工会(宮島エリア) TEL：0829-44-2828				
	補 New 国の制度活用サポート補助金		国の「事業再構築補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を活用して、新分野展開等の取組又は設備投資による生産プロセスの改善等の取組を行う中小企業等の支援を目的として、当該補助金の申請に係る計画書作成費等(専門家費用など)を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市市に事業所(法人の場合は本社)があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	■交付条件 ① 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬 ② 廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会に属する認定支援機関等が適当と認めた金融機関・商工会等に事前相談を行うこと ■補助対象経費 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬														R4.5/16～R5.2/28	■補助率：10/10 ■補助金額：上限20万円 ※国の採択・不採択に関わらず申請可能 ※不採択の場合は2回目(上限10万円)申請可能(1事業者2回まで申請可能)	新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会 廿日市商工会議所 TEL：0829-20-0021				

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年5月17日現在)

所掌	事業の名称		給	補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年			募集期間(→)					R5年			給付・補助金額等	問合せ先				
								1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月	3月
江田島市			補		新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発等に挑む中小企業や生産者に対して支援を行います。	■対象事業者 全てを満たす者。 (1)江田島市内に所在し、事業を行っている中小企業事業者 (2)個人においては、江田島市内に住所を有しており、事業収入を得て確定申告を行っている者 (3)国の事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の採択を受け、事業を実施し、令和4年3月31日まで補助額の確定を受けている者 (4)前年度以前の市税の滞納がない者 等 ■補助対象事業費 事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の事業者負担額(消費税を除く)		● R3.5/11～R5.3/31															<中小企業等事業再構築促進事業> ■支援金額:200万円(上限額) ■補助率:1/10 <生産性革命推進事業補助金> ■支援金額:30万円(上限額) ■補助率:10/10	江田島市 産業部交流観光課商工・交流係 TEL:0823-43-1632
			給		新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により、市内航路の乗降客数の著しい減少及び航路事業者の経営悪化が生じているため、航路を維持し、市民の日常生活を守るための支援金を航路事業者に対し交付します。	・江田島市を発着点とする定期航路を運航している。 ・令和2年3月から6月令和3年4月から令和4年3月までの間において、前年同月と比較して乗降客数が10%以上減少している月がある。 ・令和2年4月1日現在の便数及び料金を維持している。	・左記の交付要件を満たす航路の運航に要した経費を支援の対象とします。 なお、交付の有無は月単位で判定します。(令和2年3月～6月) (例)3～5月は減便を行わなかったが、6月に減便を行った場合 ⇒3～5月分は交付、6月分は不交付 ・交付対象事業の実施に関し、活用可能な国、県の支援制度の適用があるものは交付の対象外とします。	(R3年度分) R3.3/29～															交付額は、月毎に定額を交付します。 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円／月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円／月	江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630
			給		市内航路事業者に対し、運航継続に必要な経費を支援します。(令和3年度のための措置)	令和3年11月1日現在において、本市を発着点とする定期航路(国、県等の支援制度の適用を受ける航路を除く。)を運航していること。	航路事業者が支出する運航に要する経費とします。	(R3年度分) R3.11/12～															1航路300万円(1回限りの交付)	江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630
			補		新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通利用者は急激に減少しており、移動需要の回復には、時間を要することが見込まれます。 そのため、公共交通事業者がWithコロナ及びAfterコロナに対応するために実施した取組を支援することにより、公共交通利用者の回復を図り、市内の公共交通を維持することを目的とした新たな補助制度を創設。	(ア)本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者 (イ)本市で定期路線を運行するバス事業者 (ウ)本市に営業所を置くタクシー事業者	(1)利用者の回復支援事業 新型コロナウイルス感染症により、減少した乗客の回復を図るための取組に要する経費を対象とします。 (例)企画切符の販売、イベント・キャンペーンの実施、キャッシュレス決済の導入、デリバリーサービスの導入、Wi-Fi導入、新事業のPR(WEB・チラシ作成)、観光客の増加が期待できる事業、乗客のサービス向上につながる環境整備 (2)利用者の安全確保事業 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に要する経費を対象とします。 (例)車両・船舶における抗菌・抗ウイルス対策、運航(行)に使用するマスク、消毒液の購入、セパレーターカーテンの導入、サーモグラフィーの設置、港やターミナルの衛生対策、啓発ポスターの作成、防疫のための車両等の改修	(R3年度分) R3.4/8～															(1)補助率:補助対象経費の10/10 (2)補助上限額(※算定基準日は、令和2年9月7日、令和3年4月1日となります。) (ア)航路事業者 1事業者当たりの基本額100万円に本市を発着点とする運航船舶1隻につき10又は20万円を加算した額を上限とします。 ・旅客船(高速船を含む。):10万円 ・フェリー :20万円 (イ)バス事業者 1事業者当たりの基本額100万円に運行車両1両(貸切バス及びスクールバスを含む。)につき10万円を加算した額を上限とします。 (ウ)タクシー事業者 1事業者当たりの基本額30万円に運行車両1両につき2万円を加算した額を上限とします。	江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630
神石高原町	飲食・宿泊等事業者に対する支援	給		雇用維持支援	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊事業者の雇用継続を支援するため、社会保険料の事業者負担相当額(令和3年10月～令和4年3月分)の一部を助成します。	飲食・宿泊事業者で、雇用保険加入者分	R3.11/17～															■助成額:1事業者最大10人、1人3万円を上限に6ヵ月分を助成)	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351	
		給		緊急支援	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊等事業者(雇用保険加入事業者を除く)について、減少額の8割を支援。	令和3年5月から8月の売上(月平均)が、令和元年同期と比較し20%以上減少している事業者。	R3.11/17～															■助成額:1回のみ上限30万円	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。